

一縷懸命 新年を迎えて



参議院本会議にて委員長報告

第10号

高橋克法國政報告

2023年1月 発行

高橋かつのり
後援会総連合会
自由民主党栃木県
参議院選挙区第二支部

栃木県塩谷郡高根沢町
光陽台 1-1-2
TEL 028-675-6500
FAX 028-675-4822

皆様方におかれましては、清々しい新春をお迎えのことと衷心よりお慶び申し上げます。旧年中は格別なるご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

昨年10月、参議院本会議にて文教科学委員会委員長を拝命しました。同委員会は、文部科学行政、生涯学習、学校教育・科学技術及び学術の振興、科学技術の研究開発、文化、スポーツ振興、青少年等が所管となります。党派を超えて実りある審議が行えるように努めて参ります。

あわせて、長きにわたる新型コロナウイルスとの闘い、ロシアのウクライナ侵攻に伴う燃料・物価高騰など課題は山積みですが、国民のいのちと暮らしを守り抜くため、全身全霊で仕事に取り組んでいく覚悟です。

参議院文教科学委員会 委員長

参議院議員 高橋 克法

東アジアの安全保障情勢 日本が如何なる戦争にも巻き込まれないために

2022年の国際情勢における大きな出来事として、ロシアによるウクライナ侵略がありますが、我が国を取り巻く東アジアの安全保障情勢も深刻です。北朝鮮情勢、尖閣諸島海域における中国の動向、台湾問題など、日本周辺は具体的な脅威に囲まれていると言っても過言ではありません。

北朝鮮による核・弾道ミサイルの飽くなき開発

昨今の北朝鮮の急速な核、弾道ミサイル開発については、質量ともに進化していることを深刻に受け止める必要があります。2011年12月に金正日総書記が急逝して以来、後継者である金正恩氏が朝鮮労働党のトップに就任、権力移譲が進められてきました。金正日体制の下では17年間で2回の核実験が行われ、16発の弾道ミサイルが発射されましたが、金正恩体制においては既に4回の核実験が行われ、100発以上の弾道ミサイルが発射されています。

2022年に入ってからの発射数は推定を含め、11月25日時点で約60発以上にのぼり、1年間の発射数の過去最高だった2019年の25発を大幅に上回っています。10月4日には日本の上空を越える形で弾道ミサイルが発射され、また、11月18日に発射されて我が国の排他的経済水域（EEZ）内に落下したミサイルは大陸間弾道ミサイル（ICBM）「火星17」であると推定されています。

2022年8月に開催された核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議においては、参加各国が核兵器の拡散防止や核軍縮について協議する中で北朝鮮の核開発を非難する意見が相次ぎましたが、北朝鮮は「我々は核保有国であり、誰にも言いがかりをつける権利はない」と反発する声明を発表し、臆面もなく核開発を進めている姿勢が浮き彫りとなりました。

1994年12月5日にウクライナとロシアとの間で取り交わされた「ブダペスト覚書」は、「旧ソ連解体後にウクライナに残っていた核兵器をすべてロシアに移管する代わりに、同国の安全は米英ロが保障する」というものです。しかし、その覚書は今般のロシアのウクライナ侵略を見てもわかる通り、紙屑のごとく反故にされてしまいました。冷徹な世界情勢、安全保障環境の前では何の意味も持たないということの証左であり、それを目の当たりにした北朝鮮が核放棄をしないのは至極当然のことです。

尖閣諸島の領有権主張に隠れた思惑

日本政府が「尖閣諸島は日本固有の領土であり、中国を含む他の国との間で解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない」との立場を取っている理由は3点あります。

1点目は、日本政府が慎重な現地調査の後、1895年1月14日の閣議決定により尖閣諸島を沖縄県に編入していることです。

2点目は、大東亜戦争後の経緯です。1951年のサンフランシスコ平和条約において南西諸島の一部としてアメリカ合衆国の施政下に置かれた尖閣諸島は、1972年に発効した沖縄返還協定において日本に施政権が返還された地域となっています。

3点目は、中国及び台湾は尖閣諸島を実効支配しておらず、1953年、中国共産党機関誌・人民日報の記事に「琉球諸島は尖閣諸島などを含む7組の島嶼（とうしょ）からなる」との記述があるように、中国も尖閣諸島を沖縄の一部と認識していたことです。

しかし、1969年の国連機関の調査によって東シナ海に石油・ガス田が存在する可能性が指摘されることを受け、中国と台湾は、1970年代以降領有権を主張するようになったのです。

尖閣諸島周辺における中国の動向

中国による2021年の接続水域内での年間航行日数は332日、接続水域内での連続航行日数が過去最高の157日を記録しています。2022年に入ってからは過去最長となる64時間以上の領海侵入が確認されました。11月17日に行われた日中首脳会談において、岸田総理が習近平国家主席に対し東シナ海情勢に関する懸念を伝えたように、日本政府はこれまでも首脳会談、外相会談、その他外交ルートを用いて、中国に対し厳重な抗議を続けています。しかし、中国が姿勢を改める気配はなく、今後も日本政府による強い働き掛けが重要であると考えられます。

2018年に人民武装警察部隊に編入された中国海警局に関しては、2021年2月に海警の具体的な任務を規定する「中国海警法」が施行され、同法の曖昧な適用範囲や武器使用権限などに関し、国際法違反の可能性が指摘されています。

更には、中国国内はもちろん海外在住の中国人も対象に、有事に軍事動員する「国防動員法」、有事・平時を問わず中国政府の情報工作活動への協力を義務づける「国家情報法」が制定されました。国際社会からすればあり得ない内容の法律であり、対抗法を用意しておく必要があるでしょう。

台湾問題に関する日米の基本的立場

中国側は「台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部である」と一貫して主張しています。この主張を受け入れた場合、台湾に対する中国の武力行使は国際法上「内戦」、つまり正統な政府による反乱政権に対する制圧行動として正当化され、他国が台湾防衛のために行う軍事行動をとることは難しくなります。

他方、米国は、1972年のニクソン大統領訪中時の上海コミュニケにおいて「台湾は中国の一部であると主張していることを認識する」と表明するにとどめています。日本も、1972年の日中共同声明で、台湾が中国の領土の不可分の一部であるとする中国の立場を「十分理解し、尊重する」とするにとどめています。

日米両国は台湾問題について、当事者間で平和的解決に向けた協議が行われている限りは中国の国内問題であり第三国が介入すべきではないが、万が一、中国が武力で台湾統一をしようとして武力紛争が発生した場合、これを中国の国内問題とはみなさず、国際問題とみなして対応する用意があるとの認識であり、このことは2022年5月の日米首脳共同声明においても「日米の基本的な立場」として確認されています。

日本政府は、日米安全保障条約は「『極東』の範囲には『台湾地域』も含まれる」との見解を一貫して示しています。これは、中国の台湾軍事侵攻を受けて米国が台湾を支援することを決定した場合、在日米軍基地から米軍が台湾救援のため出撃することを日本政府として容認することを示唆するものです。

加えて、平和安全法制に至る冷戦後の法整備によって、在日米軍基地から台湾救援のために出撃する米軍を自衛隊が支援することも可能となっています。中台間の武力紛争が発生した場合、台湾に近接し、在日米軍基地が多数所在する南西諸島にも影響が及ぶ可能性が極めて高いと考えられています。日本にとっても、台湾問題は他人事ではないのです。

中台・米中の軍事バランス

2000年代以降、中国の軍事力が大幅に増強され、中国による台湾周辺での軍事行動が活発化している状況を踏まえ、米国などの国防関係者からも「中国が近い将来、台湾の武力統一を目論んだ際、米国はこれを抑止、撃退できないのではないか」との懸念を表明しています。

ここで問題となるのが、中国軍の台湾侵攻能力及び台湾軍の侵攻阻止能力です。防衛省の分析によれば、中国軍による台湾本島への着上陸侵攻能力は現時点では限定的であるとする一方、近年、大型揚陸艦の建造・就役などによってその能力を着実に向上させ、海・空軍力については量的に圧倒し、従来、台湾が優位であった質的な面でも急速に強化していると評価しています。

ミサイル戦力については、台湾は射程1,200キロメートルともされる地上から発射し相手の基地などを狙うミサイルの開発を行うとともに、米国から長射程のミサイルの導入を目指しているとされています。

他方、中国は台湾を射程に収める1,000発にも及ぶとされる短距離弾道ミサイルなどを多数保有しています。さらに、中国の公表国防費は台湾の約18倍ですが、実際の中国の国防支出は公表額よりも大きいのは周知の事実です。

以上のことから、「中台間の軍事バランスは全体として中国側に有利な方向に変化し、その差は年々拡大する傾向にある」というのが防衛省の見立てです。

こうしたなか、台湾にとって中国からの侵攻を抑止し、万が一侵攻された場合の対処のために重要なのが米軍の存在です。バイデン政権は台湾を支援する姿勢を鮮明にしています。

他方、中国は米軍の介入を阻止するため、長距離ミサイルによる攻撃などにより、そもそも米軍を台湾周辺に近寄らせないための能力や、米軍が台湾周辺に近寄ってきた場合でも、その作戦行動を妨害するための能力を重視しているとされています。とりわけ、射程500～5,500キロメートルの地上発射型中距離ミサイルについては、2019年まで締結されていた米国間の中距離核戦力（INF）全廃条約の下で米国は一切保有できなかったのに対し、それに縛られなかった中国は増強を続け、多数の中距離ミサイルを保有していると目されています。

もし、中国が自国の軍事能力を過信するとともに台湾有事における米軍の介入能力を過小評価し、短期決戦が成功すると認識した場合、台湾への軍事行動を実行してしまう可能性は否定できません。

「人類の叡智（えいち）」戦争を抑止する集団的自衛権

2015年9月30日、当時の安倍総理は、国内マスコミ、国民の大反発を受けながらも平和安全法制を成立させました。特筆すべきは、存立危機事態においては集団的自衛権に基づく武力行使が可能となり、このことが侵略をさせないための抑止力となったことです。

集団的自衛権は国際連合が認める権利で、同盟国が協力して守るという発想です。ロシアはウクライナがNATO未加盟であったため侵攻に踏み切りましたが、仮にポーランドのような加盟国であれば、米英仏などの核保有国が背後にいることを恐れ、手出しはできなかっただろう。

日本について言えば、今や6倍以上の年間軍事費を持つ中国と対峙することは容易ではありません。しかし、「10の力を持つ国に対し、1の力を持つ国が10集まれば、戦争を抑止することができる。」これが「人類の叡智」とも言える集団的自衛権の考え方です。我が国も存立危機事態に限定されていますが、集団的自衛権に基づく戦争抑止への道をひらきました。このことは安倍総理の歴史的偉業といつても過言ではありません。

日本の防衛力と日米同盟の強化

地域における軍事バランスなどを踏まえれば、日米両国がともに防衛力を強化することにより、同盟の抑止力・対処力を向上させる必要があると言えます。こうした日米の能力強化に係る取り組みを通じて、「台湾の現状変更は許さない」という日米同盟の意思と能力を明示し、それにより中国の政策決定者が台湾の現状を武力で変更するための行動を実行にうつすことを抑止しなければなりません。

これは、日米が台湾で戦争をするための力をどんどん整備することではなく、あくまで中国が日米同盟の能力を低く見積もらないように防衛努力を重ねるということなのです。

「中国に台湾を侵略させないための抑止力は、日米同盟の堅持と日本の防衛力整備であり、東アジアの安全保障を守ることに繋がる。」今まで以上、このことを自分はしっかりと主張して参ります。

【本稿は令和4年11月25日時点の情報に基づいて作成しております。】



占守島（しゅむしゅとう）の戦い ～スターリンの野望を命がけで阻止した史実～

以前、このコラムで紹介した旧陸軍中将、樋口季一郎（ひぐち・きいちろう）は大東亜戦争で「3つの奇跡」をもたらしました。外交官 杉原千畝（すぎはら・ちうね）と同様に多くのユダヤ人の命を救った「オトポール事件【1938年3月8日】」、絶望的状況だったにもかかわらず守備隊員1名の戦死者も出さずに完遂されたことから奇跡の作戦とも称される「キスカ島撤退作戦【1943年5月27日～7月29日】」、そして「占守島の戦い【1945年8月18日～21日】」です。

千島列島の最北端にある占守島。同島は終戦後に日本とソ連が死闘を繰り広げた場所であり、我が国の分断阻止の最後の砦だったという史実を皆さんはご存知でしょうか。8月18日未明、突如、ソ連軍は占守島に奇襲攻撃を仕掛け、ポツダム宣言受諾に伴い武装解除中であった日本軍守備隊と戦闘になりました。スターリンは「北海道占領」という野望を果たすため、終戦の混乱に乗じて侵攻してきたわけです。

第五方面軍司令官 兼 北部軍管区司令官だった樋口は大本営にはお伺いを立てず、「断乎（だんこ）」反撃に転じ、ソ連軍を撃滅すべし」と即座に決断を下します。結果、日本軍守備隊の奮闘により、北海道の占領を企てていたソ連軍の計画を完膚なきまでに粉砕することに成功しました。

仮に樋口の決断がなければ、ソ連軍は北海道のみならず東北までなし崩しに侵攻し、我が国も東西ドイツや南北朝鮮のような分断国家となる可能性があったという分析もあります。北海道、そして日本の分断をまさに水際で回避した「占守島の戦い」。その歴史的な意義の大きさを私たちはしっかりと認識する必要があります。

あわせて、「3つの奇跡」は、常に人道に立脚した樋口の決断がもたらしたと言っても過言ではありません。国を守ることに命を賭してくださった方々がいて、そのおかげで今日の私共の人生が成り立っていることに、自然と深い感謝の気持ちが沸き起こってくるのは自分だけではないはずです。

【出典】

上原卓「北海道を守った占守島の戦い（2013年 祥伝社新書）」／樋口隆一「陸軍中将 樋口季一郎の遺訓 ユダヤ難民と北海道を救った將軍（2020年 勉誠出版）」／「スターリンの野望」北海道占領を阻止した男（2019年1月27日 読売新聞電子版）



樋口季一郎

参議院議員 高橋 克法(たかはし かつのり)プロフィール

- 昭和32年12月7日 栃木県高根沢町生まれ
- 栃木県立宇都宮東高等学校(第11期生)を経て、明治大学法学部法律学科卒業
- 昭和56年4月 日本電子工学株式会社(北総警グループ)入社
- 昭和60年 (故)岩崎純三参議院議員 公設秘書
- 平成8年12月 栃木県議会議員
- 平成10年8月 高根沢町長(連続4期15年間在職)
- 平成19年6月 栃木県町村会会长
- 平成25年7月 参議院議員 初当選
参議院自由民主党国会対策副委員長、予算委員会理事、環境委員会筆頭理事などを経て
- 平成29年8月 國土交通大臣政務官
- 令和元年7月 参議院議員 2期目当選
自由民主党副幹事長、議院運営委員会次席理事、国会対策筆頭副委員長などを経て
- 令和4年10月 参議院文教科学委員会委員長

～現在の主な役職～

【国会】

- (常任一種委) 文教科学委員会・・・委員長
- (特別委) 政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会…委員

【党】

- 自由民主党 組織運動本部 法務・自治関係団体副委員長
- 自由民主党 消費者問題調査会 幹事

【議員連盟】

- 町村の振興を考える会.....事務局長
- 改質リグニン活用推進議員連盟…事務局長
- CLTで地方創生を実現する議員連盟…副会長

★克友会 ご入会のお願い★

平素より参議院議員 高橋克法の政治活動に対しまして、深いご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

高橋克法の政治活動を支えるための組織「克友会（かつゆうかい）」への新規入会、更には入会者をご紹介頂ければ幸いです。何卒、宜しくお願い申し上げます。

克友会の年会費は1口 10,000円からとなっております。ご入会にご賛同いただける方は、申込書をお届け致しますので、高橋かつのり事務所までご連絡頂ければ幸いです。

お振込先	金融機関：足利銀行 宝積寺支店
	口座番号：普通 5018216
	口座名：自由民主党栃木県参議院選挙区第二支部 支部長 高橋克法

※尚、直接お振込頂いた方は、お手数お掛けしますが、高橋かつのり事務所までご連絡下さいよう、よろしくお願い致します。

高橋かつのり事務所

高根沢事務所

〒329-1232 栃木県塩谷郡高根沢町光陽台1-1-2

サンヒルシティ1階

TEL 028-675-6500/FAX 028-675-4822

国会事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1

参議院議員会館324号室

TEL 03-6550-0324/FAX 03-6551-0324



高橋かつのり 公式facebookページ

f ぜひともご覧ください!!